

令和4年3月3日

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 中 村 日出代 | 9 番 | 勝 屋 弘 貞 |
| 2 番 | 池 田 廣 志 | 10 番 | 伊 東 茂 |
| 3 番 | (欠番) | 11 番 | (欠番) |
| 4 番 | 杉 原 元 博 | 12 番 | 徳 村 博 紀 |
| 5 番 | 樋 口 作 二 | 13 番 | 福 井 正 |
| 6 番 | 中 村 和 典 | 14 番 | 松 尾 征 子 |
| 7 番 | 中 村 一 堯 | 15 番 | 松 田 義 太 |
| 8 番 | 稲 富 雅 和 | 16 番 | 角 田 一 美 |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 谷 川 清 高 |
| 事 務 局 長 補 佐 | 樋 口 貴 司 |
| 議 事 管 理 係 長 | 富 岡 明 美 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|-------------|----|---|---|---|----|
| 市 | 長 | 樋 | 口 | 久 | 俊 |
| 副 | 市長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 教 | 育 | 中 | 村 | 和 | 彦 |
| 総 | 務 | 大 | 代 | 昌 | 浩 |
| 総 | 務 | 田 | 崎 | | 靖 |
| 総 | 務 | 松 | 林 | | 聡 |
| 市民部長兼福祉事務所長 | | 橋 | 村 | 直 | 子 |
| 産 | 業 | 下 | 村 | 浩 | 信 |
| 建 | 設 | 寺 | 山 | 靖 | 久 |
| 会 | 計 | 幸 | 尾 | か | おる |
| 総 | 務 | 岩 | 下 | 善 | 孝 |
| 総 | 務 | 藤 | 家 | | 隆 |
| 人 | 権 | 江 | 口 | 清 | 一 |
| 企 | 画 | 川 | 原 | 逸 | 生 |
| 企 | 画 | 村 | 田 | 秀 | 哲 |
| 市 | 民 | 山 | 崎 | 智 | 香子 |
| 税 | 務 | 吉 | 牟 | | 剛 |
| 保 | 險 | 広 | 瀬 | 義 | 樹 |
| 福 | 祉 | 中 | 村 | 祐 | 介 |
| 産 | 業 | 嶋 | 江 | 克 | 彰 |
| 商 | 工 | 江 | 島 | 裕 | 臣 |
| 農 | 林 | 山 | 崎 | 公 | 和 |
| 農 | 業 | 田 | 中 | 宏 | 幸 |
| 都 | 市 | 山 | 浦 | 康 | 則 |
| 都 | 市 | 中 | 野 | | 将 |
| 環 | 境 | 田 | 代 | | 章 |
| 水 | 道 | 染 | 川 | 康 | 輔 |
| 教 | 育 | 山 | 口 | 徹 | 也 |
| 生 | 涯 | 江 | 頭 | 憲 | 和 |

令和4年3月3日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第20号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第12号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第3号 令和4年度鹿島市一般会計予算について
議案第4号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第5号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第6号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第7号 令和4年度鹿島市水道事業会計予算について
議案第8号 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算について
（一括大綱質疑、新年度予算審査特別委員会付託）
- 日程第4 議員上程
意見書第1号 有明海再生の対策と赤潮被害への支援を求める意見書（案）
（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

また、執行部より、議案第8号 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算書附属書類に係る訂正について正誤表が提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第20号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

皆さんおはようございます。ようやく日差しも少し穏やかになってきていまして、春の訪れが近いのではと思われるこの頃ではございますが、特に子供たちが、新しい春がやってくるということが実感できるように、何よりコロナの収束を願うところでございます。

それでは、本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、補正予算1件でございます。

それでは、議案第20号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第12号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に7,970千円を追加し、補正後の総額を17,781,281千円といたしますものでございます。

歳入では、財政調整基金からの繰入れを計上し、歳出では、農林水産業費で、ノリ養殖漁業者の経営安定を図るため施肥の費用に対して補助を行うことを内容といたします海苔養殖漁場環境改善対策事業を計上いたしております。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（角田一美君）

お諮りいたします。議案第20号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

異議ないものと認めます。よって、議案第20号の1議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第20号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第20号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第12号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第20号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものについて追加提案するものでございます。

議案書（その２）の１ページをお願いします。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

補正予算書と議案説明資料（その２）で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

補正予算書１ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に7,970千円を追加し、補正後の予算の総額を17,781,281千円といたすものでございます。

２ページから３ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

４ページから５ページは、今回補正の事項別明細書です。

歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料（その２）により御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料１ページから３ページは、歳入と歳出予算の増減比較表となっております。説明は省略します。

４ページをお願いします。

まず、上の表、歳入補正について御説明いたします。

18款１項１目．基金繰入金で、今回補正の財源として、財政調整基金から7,970千円を繰り入れて財源調整を行っております。

下の表は歳出補正の概要です。

海苔養殖漁場環境改善対策事業は、ノリ養殖漁場において栄養素の低下に伴う色落ち被害を軽減するため、漁業者が実施する施肥に要する費用に対して補助することとして、7,970千円を計上いたしております。

５ページは、今回補正後の積立金の状況ですので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ただいま新たに補正予算上程されました件について質問をさせていただきます。

市内の皆さん御承知のとおり、新聞等にも出ておりましたノリの非常に今の状況、秋芽も今期、昨年の暮れから悪く、そして、年が明けた冷凍ノリに関して、例年でしたらどちらかが少しはいいということで、目標に達することができない年もありましたが、何とかやりくりをされてきました。

しかし、この状況が顕著になってきたのが昨年だったと思います。昨年も冷凍網等が悪くて、共済金で補填をしていくと。漁業者の方には収入が減った分を共済金で補填をしていくという形になりました。

漁業者の方とお話をすると、やはり相当な落胆の色が濃いというところを感じられます。昨年度はノリの最終的目標額にも届かず、そして、赤貝が全く取れずと、非常に苦しい経営状況に陥っていた。今期こそはと思っていたところに秋芽が悪く、冷凍もこれだけのひどい被害であった。先日の委員会等でうちの樋口委員長が持ってこられた七浦で取れたノリ、乾燥して製品化というか、四角い形に作ってありましたが、もう緑色に近い、そういうふうなノリが出来上がってきている。やはりこれは、私たちの小さいときから親しんできた鹿島のノリとは程遠いものだったと思っております。

今回、補正を組んでいただき、そして、今までに有明海のほう、この鹿島を中心とするところに施肥をしていただいたその効果がなかなか見えなかったかも分かりませんが、補正をつけていただくことは漁業者の皆さんに少しでも援助になるのではないかと思っております。

それでは、ここで担当課にお伺いをいたします。

この施肥の時期と施肥の回数、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今回、秋芽、それから冷凍ノリの時期に栄養塩が低下している状況の中で、漁業者のほうにおいては栄養塩の回復のため施肥をされておりますけれども、その状況について御説明をいたします。

10月最初の栄養塩低下が確認されたのが、10月25日に発生した赤潮の影響ということで、すぐに低下が確認されて、10月30日から最初の施肥が開始されております。

秋芽の時期になりますけれども、これについては全部で12月9日まで8回、秋芽の時期に施肥をされております。

それから、冷凍ノリの時期につきましては、12月28日に網の張り込みが行われましたけれども、このときも既に栄養塩の低下というのが継続をしておりましたので、また施肥について継続して行われた形になっておりますけれども、冷凍につきましては12月29日から1月24日まで、13回行われております。全体で21回施肥を行っておられるという状況です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、課長が答弁されたとおりに、早い時期から赤潮が発生をしている。10月30日から始まって、そして、12月中に何とかこれが落ち着くかと思いきや、年が明ける前、12月29日から1月24日まで、ここで13回の施肥と。全部で21回、これは異常ですよ。

漁業者の方ともお話しはいたします。ただ、非常に心苦しいところがあるので、多くの方と

お話を聞くということもなく、代表の方とかとお話をしております。

そういう中で、やはりおっしゃるのが、今までは施肥を行えば即効性みたいな効果が出てきたと。しかし、もう今のこの鹿島沖といいますか、浜漁港から出ていった、そのノリの養殖の場所あたりが、どうも施肥だけではもう無理なんじゃないかと。ただ、今どうすることとか、その改善策というものがなかなか分からないと。今日の新聞にも地元の県議がしっかりと議会で質問をされ、そして、その答弁も県からはいただいております。

しかし、この私たちの鹿島市の問題です。鹿島市の行政が何かしら動かないと、この施肥だけでは何ともできないんじゃないかなという気がしております。ただいまは担当課の課長に答弁をしていただきました。担当部長、下村部長、あなたは農水課の経験も豊富です。この状況について、市としてどのように対応をしていったほうがいいのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

下村産業部長。

○産業部長（下村浩信君）

産業部といたしましても、ノリの状況については大変憂慮いたしているところでございます。

これまでも素晴らしい有明海のノリを全国の方々に提供されてきたその実績は、誇るべきものがあると感じております。しかし、近年、栄養塩の低下、あるいは、プランクトンの発生によりまして、ノリの色落ちが発生していることに関しまして、根本的な解決策というのをなかなか見出せないでいるというふうを考えております。

しかし、市としましても、やはり施肥だけではなく、この栄養塩低下に関する改善策というのを、やはり考えていかなければならないと思っております。

1つとしましては、やはりプランクトンの発生をいかに抑えるか。これは、二枚貝のサルボウガイを中心とする二枚貝の激減、これに原因があるのではないかというふうにも考えているところでございます。

それと、近年の集中豪雨に関し、一気に淡水が有明海へ流れ込むことによって発生する貧酸素水塊、これによってベントスの死滅が見られる、こういったことも非常に大きな要因ではないかというふうにも分析をいたしているところでございます。

そこで、担当課としましては、県の有明水産振興センター等と協議をしながら、今後、二枚貝の養殖、あるいは、こういった淡水についての問題、こういったことも県と一緒にあって有明海の再生について、市としても協議をして、解決に向けて努力をしていきたい、というふうにも考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、部長のほうからの確かな分析といいますか、そういうふうなものを言っていただきました。

おっしゃるとおり、やっぱり元となってきたのがプランクトンの発生から二枚貝の保護を今後もしていかなければならないということと、近年の大雨の淡水化。そこで、もう長年の有明海を守るために海の森事業というものを行っておりますね。それもここ一、二年、コロナ禍の影響の中、そういうふうな漁業者並びに市民の方にやる事業が中心になっていたりしているんですけども、山手のほうから栄養のある水というものが流れてきているものなのか、ここの辺り、その上流から海のほうへ流れていくその水については、どのように考えていらっしゃるでしょうか。部長、分かる範囲で結構ですので、よかったですら教えてください。

○議長（角田一美君）

下村産業部長。

○産業部長（下村浩信君）

伊藤議員が御指摘のとおり、やはり筑後川とかそういった大きな河川が栄養塩を有明海に運ぶということでの大きな役割はあります。

しかし一方、鹿島市においては大きな河川が七浦方面とかはございません。塩田川のほうも栄養塩の供給として期待をしているわけでございますけれども、流れがそこまで強くないということもありまして、河川によるかき混ぜ効果や栄養塩の供給ということに関して、少しメリットが少ないのかなというふうなことは感じております。

しかし、それをどうするかということに関しましては、まだ解決策については私どものほうで持ち合わせていない。今後、研究していかなければならないということは言えると思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

最後の質問にさせていただきます。

それでは、市長にお伺いをします。

市長が生まれ育った七浦が鹿島市の中でも一番の被害を受けています。近いうちに山口知事も太良のほうに来られるということで、現場を確認されると。できれば、もちろん市長と山口知事、パイプは十分にできているでしょうから連絡はしていくんでしょうけど、その際にも知事のほうに対して、市はもちろんのこと、県も含めて一緒になってこの対策に取り組んでいくことをお願いしてほしいと思っておりますが、市長、御答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今、部長が答弁をいたしておりましたのは、市として二枚貝、それからノリを中心とします一般的な災害に対する研究なり対策はどうするかという、佐賀県全体で考えたという話を中心なんですけど、私自身はそれはもちろんそうなんですけれども、やはりその原因のもう一つ先のところでどうしても諫早湾の干拓のことが我々はそこから離れられないんじゃないかと思っておりまして、例の確定判決と呼ばれるものが出て、もう20年になります。その間に、農林水産大臣が就任したら大体お見えになって、地元で話をすると。その合間にも、概ね私の経験からいうと、毎年東京に行きましたときは、必ず農林水産大臣、あるいは、その周辺に地元の現況を御報告し、再三、改善策について要請をしてきたということがございます。

そのときは、何を一番言ってきたかという、頭の中にあるのは、とにかく漁家の皆さんが安心して漁に出られるようにしてくれと。それで、結局対応が農林省も行きつ戻りつはしていたんですけども、原因究明が最終的にされない、本当の意味の対応はできないだろうと。言わば、人事的にといますか、そういう対応はできても、昔のような海を取り戻すというのは難しいですよ。それで一旦は開門に向かうかと思われたんですけど、また風向きが変わってきたと。それで、ここから私自身は個人的な状況を言いますと、ちょっと思いもよらぬ方角へ展開されているんじゃないかと思っているんですよ。

通常の行政のやり方だと、裁判所が判決を出されて、確定したらそのとおりにするというのが行政の一般的な常識ですよ。ところが、その判決に従った動きじゃなかった。それはいろんな事情ございます。もう裁判が何個も何個も出てきて、いろんなもので状況が違う。原告、被告も入れ替わり立ち替わりみたいな話ですから。一貫して私が農林水産大臣に直接、特に2016年というから今から7年前ですか。山本有二さんという方が大臣におなりになったときに、比較的長くお話をした記憶があるんですけども、とにかく第一に我々が欲しいのは、何でこんなことになったのかというのを見極めたい。自分たちが判断するんじゃなくて客観的に判断したものが欲しいんですよというのが1つ。それから、これは長引くと長引くほど判決があるのに行政が何もやらないということになったら、市民、国民は行政、特に地域の行政を含めて、あるいは司法にまで信頼感をなくしますよということをお話をしてきたわけですけども、結果的にまだ状況は変わっていません。

それで、これは毎年やっていたから、似たようなことを、私の記憶では6年前、7年前ですか、一番しっかりと話をした記憶がございまして、ずっと飛んで、今回、あさってお見えになると。それで、その中では、現在、コロナという環境もございまして、限定的にお話をしましょうという話でございまして、お見えになるのはどなたがお見えになるか、大臣プラスアルファだと思います。こちら側はいろんな状況で知事も判断されたんで

しょう。知事と太良の町長さんということでお話をするというふうに我々は聞いております。

太良の町長がお出になるのは、現場が太良ですから当然、お出になるということだろうと思いますけど、私が出ないから気に食わないとか、行って必ずしゃべりたいとか、そういう話ではないですが、少なくともこれまでの経験、あるいは情報でやり取り、もう知事とは言っていることは同じでございますから、同じように対応していただけるものと思っております。知事はとにかく有明海の再生は時間をかければよいというようなものじゃなくて、毎年状況は変わっていますよと言っているのが1点、それから、地元と県と一致団結して、このことについては要請をしましょうと。その範囲内で県はしっかりと現地の状況に対応できるように、自分としては発言をします。これは、一緒の場でこれまでお話をしたこと、一緒に農水省に行ったこともございますし、現在でもその気持ちは全く変わっておりませんから、そういう話合いができるものと思っております。特に、太良の町長さんが強調される、これは連絡を取っておりませんが、これまでの状況から我々が忖度というほどの格好つけた話じゃないんですけど、タイラギの話をしっかりとされるというふうになろうかと思いません。

現在、県のほうでは試験場を中心に、何か現状のことをノリについてだけじゃなくて、例えば、途中で1回アゲマキを実験したことがございましたね。あれとか、カキとか、別のものを含めて何か対応ができないか、一生懸命考えておられるというふうに承知をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

市長ありがとうございます。

農林水産大臣が来られ、そして、知事等が太良のほうに出向かれて、太良の町長といろいろ状況であり、現地を確認した上での話合いが持たれるということは分かっております。

今、市長がおっしゃったように、漁業者の皆さんは非常に不信感を持っていらっしゃる。私たちの議会の文教厚生産業委員会が漁業者の運営委員長をはじめ、役員の皆さんと意見交換をしたときに、結局、諫早湾の干拓問題、これで裁判に持ち込んで二転三転していく、そして、その後の国の対応、そういうのを見ていると、結局、どこに頼っていけばいいものなのか、そういうふうな不信感が募っていらっしゃる。やっぱりこのままいくと、本当に最悪の事態、もうノリの養殖、これをやめようという方が出てくる。

去年ぐらいまで100軒超していたノリの養殖の漁業者の方が100軒を切って、そして、もしかしたらこの今、ノリ網を回収した後に、また何軒かが廃業をされるかも分からないと。そういうふうなのを考えると、やっぱり市が鹿島市としてできること、そして、県と協力して

できること、そして、国が行うべきもの、これをしっかりと地元の行政が県、国にやっぱり意見を出していただきたい。そうしないと、先には進みません。鹿島市議会も行動を起こしたいと思っております。これからも担当課を含め、それから市長、漁業者の皆さんの御支援をよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、伊東議員のほうからいろいろと言っていただきまして、本当に根本的に有明海をどうするかということが、今もう迫られているわけですが、それはそれとして、私が今回質問いたしますのは、実は私も1か月ほど前ですか、有明海に見に行ってきました。本当にここまで色落ちがしているかとびっくりしました。以前も見たことがあります、あそこまでなったのは初めてですが、そういう中で、若い漁民の皆さんたち数名とお話をしてきたんですけど、本当にどうしていいか分からないと。私たちはどこにどうすればいいですかと、そういう言葉が投げかけられました。実際そうだと思います。

私がお尋ねしますのは、海自体もですが、今そういう中で、漁民の皆さんたちが非常に精神的にももちろんですが、経済的にも大変な中にいらっしゃるといっているのを私は見たような気がします。

そこでお尋ねをしたいと思っておりますのは、こういう状況の中で、そういう漁民の皆さんに対しての何らかの援助の手だてがあるのかどうか。今あれば、私が勉強不足で申し訳ないんですが、今何かの方法でそういうのをしていかないと、本当、先ほどおっしゃいましたが、もうノリはやめてしまおうとか、漁業はやめてしまおうとか、そういう人も出てくる。しかし、若い人は頑張っていかなばいかなけん、せんといかんけど、ここぼどがんで切り抜くつとやろうかと、そういうような意見をおっしゃっていました。

特に今、色落ちしたのを摘むためにも、油もたくさん要りますし、油も高いし、そういう経費も要るわけですが、今、漁民の皆さんのそういう状況に対して、何らかの経済的な援助とかいう制度があるんですかね。私分かりませんのでお尋ねしますが、今コロナ禍で、コロナについては商店街だとか、特に今回、昨日も予算が通過したんですが、100千円、大変な人には給付をするとか、いろんな制度がつけられてきましたが、今のこういう現状に対してどういうことがされているのか。されているとしたら具体的にお尋ねをしたいと思っておりますが、そうでなければ、何らかの方法で、例えば、油だってそうなんですが、そういうのに対する援助というのが今必要なときだと思いますが、その辺についてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

ノリ漁業者をはじめ、こういった形で今、1次産業全体として、コロナの影響もありまして、また、最近の燃料の価格の上昇も含めて、非常に厳しい状況ということ承知いたしております。

まず、漁業者を含めて、そういった収入減の状況があるというところでの支援ということでございますけれども、今年度、1次産業者の方を対象に、農林漁業者ということになりますけれども、前年と比較をして事業収入が落ち込んだ方に対して、事業の継続給付金ということで、一律100千円という形での給付を行う制度を設けております。

現在、ノリ漁業者の方がちょうど申告をされている時期なんですけれども、昨年の1年間ということで、1月から12月までの1年間の収入というのがちょうど前回の冷凍ノリが不作だった、今期の秋芽ノリも不調ということで、その前の年と比べて収入のほうはかなり落ち込んでいるという状況でございます。今申告をしていただいている中で、その状況が申告の中で明確に数字として表れているというところでございますけれども、その方々については、随時その給付金の申請ということで我々のほうも受付をして行っているところです。今現在、毎日そういった形で受付されているということで、昨日現在で漁業者の方が30件ぐらいになりますかね、そういった形でやっているところでございます。

それからあと、燃油価格の上昇についての、これは制度ということで、国のほうも含めての制度になりますけれども、漁業燃料の燃油価格安定対策事業ということで、基金を積み立てた中で、価格が上昇したときに、その上昇分について幾らかの補填をするという制度がございまして、これが今現在発動されているということで、漁協の鹿島市支所のほうでそれぞれ取りまとめをして、この申請をされているということをお伺いしております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろとおっしゃっていただきましたが、申告があつて、それによってということですが、現に全体的に収入が落ち込んでいるどころか、全く金になっていないという現状があるわけですね。だから、そういうの見計らつて、そういうのじゃなくて、やっぱり漁民の人たちに今の状況の中で、市が皆さんの仕事も続けていかんといかんし、生活も立ていかなくちゃいけないわけですから、市が独自でも何らかの形での給付金なんていうのも私は考えてやるべきだと思うんですね。

例えば、前回の収入からどれくらい落ち込んだかということ、前回は落ち込んでいたわけですから、ますます落ち込んできているわけですからね。だから、例えば、極端な話、私も海

に行ったときに仕事をなさっているじゃないですかといったら、駄目なのを摘み取っていらっしゃるんですよ、色落ちしたのをね。みんなそういう人たちばかりでしたがね。それをするにも、油代も高くつくわけですから、そういうのに対して市としての何らかの対応、これだけだからこうじゃなくて、今現にそういう人たちがそういう状況にあるというのははっきり分かっているわけですし、そしてもう、今回も早く摘んで金にはならないというのも新聞にも出されましたが、そういう面で私は市として対応していくべきだと思うんですがね。

本当、おっしゃっていましたよ。今いろんなところで若い人たちが、後継者がいない中で、漁民は頑張るととばいと青年の方がおっしゃいました。やっぱりここで頑張らんばいかんけん、何とかせんといかんけど、自分たちは何をしたいか今分からんと。どこにどう訴えていいか分からないと。本当に必死でおっしゃったんですよ。だから、そういう人たちの声に応えて、やっぱり少しでも行政としてやっていく、そのことが必要だと思うんですよ。

特に漁業、農業は第1次産業で、鹿島のこれまでの経済をずっと支えてきたわけですから、これをやっぱりこういう時期に、本当に最低な時期だと思うんですよ。これはもちろん、いろんな海の状況もありますが、それはそれとしてこういうことが出ているときですから、私はぜひ何らかのそういう漁民に対する給付金といいますか、手だてを考えていただきたいと思いますが、市長どうですかね、その辺について。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

まず最初に、御自身がおっしゃったけど、こういう仕組みは全く知らんて言いんさったけん、もう何も知んされんと思っただけで話しますからね。

まず、こういう事態は漁業だけでなく、農業にも一般の社会の生活にも起こり得るんですよ。どういうふうになるかといったら、大きく分けて、対応としては3つあるんです。

1つは、経営が安定しなければ、自分で安定するように、余裕があるときは貯めて、ちょっとまずくなったら取り崩すというやり方、これは課長も言っていましたけど、価格安定制度というのがあります。

それから2つ目が、1人だけの責任だったら、それは自己責任ですよ。一般的に災害があったとか、大きなグループ、集団で何か大変なことが起きたときには、みんなでお互いに助け合おうねというので、共済制度というのがあります。これは農業にもありますが、漁業にもあるんですよ。一般的には皆さんおかけになっているかもしれませんが、生命保険とかそういうのがあります。

それで、そのほかに事情が違いますから、ほとんど災害がなかった人もあれば、かなり受けた人もいます。だから、一律というのはなかなか、必ずしも公平じゃないなという話にな

りますと、融資という制度がございます。その代わり、融資については、例えば、公共的な立場から利息はつけないでやりましようとかいう話になります。

その中で、今回ののは災害と見ていいと思いますけど、これは自然災害のうちに入るかもしれませんが、そこはそれとして、大変な事態になっているというのは分かっています。だから、それをどうするか。

だから、普通だったら多分、これは想像ですけど、特に被害が大変な七浦あたりの方、全部共済にかたっとなさっですよ。だから、共済でどのくらいカバーできるだろうか。そのほかにもどういうことが起きるかということのを頭に置きまして、これまでも何度か似たようなときに融資という制度で対応してきたことがございます。だから、今おっしゃっているように、損害が出たら全部何か行政で見ろとかという話ではなくて、そのトータルでどういうことをして将来に備えるかという仕組みを考えないといけない。

今やれるとすれば、さっき言いました融資の金額がそれぞれあるかもしれませんが、それを借りていて、返さんといかんときの利子、それについて手当をするというようなことはこれまでもやってきましたし、今回もここでやるということは約束できませんが、手法としてあり得るといふふうに理解をしておいていただきたいと思います。

特に、若い漁業者は一生懸命頑張って、後継者になりたいということでしょんさっけん、それはできるだけ面倒を見ないといけないと。ただ1つ言えますのは、個別の損害を公共、あるいは自治体が補填をするというふうには、事後にはなかなか難しいということです。

農業の事例でいいますと、これは私自身が農水省におりましたときから主張していたんですけど、共済も保険も融資も同じような制度が全部あるんです。ただ、1つなかったのが、経営保険というのがありませんでした。だから、それもやったほうがいいということでもずっとおりましたが、なかなか実感が沸かなかったんですけれども、去年一昨年の災害で、それが効果を生じたので、今、鹿島の地域では何か倍々ゲームのようにその加入者が広がっていて、この制度を私はつくるまで見届けできなかったんですけれども、つくるきっかけになってよかったなと思います。

ですから、これからのことを考えると、そういう保険制度も経営保険というようなものもあってもいいのかなと。そういうことは、むしろ所管します役所、農林水産省に言って、提案していいんじゃないかなと思っております。それは将来の話。

現在のことを繰り返して申し上げますと、当面、どのくらいの共済になるのか、実態を調べた上で、融資というものについて我々が頭に置きながら対応を考えていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにどういう産業にしても、いざというときのために共済とか、いろんな制度はあるのは分かります。漁民の人たちだってそうだと思いますが、今の状況というのは、一般的に、例えば、台風が来たから、ひどくなったからそれをするとか、いろんなのでやってこられたと思いますが、今は特殊な状況だと思うんですよ。

特に、先ほどから話があってありました諫早、有明海の状況の問題ですね。そういう問題を含めながら、特殊な問題、これは極端に言えば、今の有明海の災害というのは、人の手で作られた災害と言っても私は言い過ぎでないと思うんですよね。極端に言えば、政治で動かされている、そういう災害と言っても言い過ぎでないくらいの問題があると思いますが、そういう状況の中、そして、今日のような条件が重なってきて、本当にこれまでの漁業を経営していく中では考えられないような、そういう状況の中で出てきた問題だと思います。そこで、やっぱり何回も何回も漁民の人たち、特にノリをする人たちも行き詰まって、もうここでどうにもならない、何とかしてもらいたいというようなことで声を上げられた、声を私たちは聞かせてもらったんですよね。だから、その辺のことがありますから、確かに今、言われました融資もいいでしょう。いよいよのときは融資も必要ですが、そうなりますと、返済をするということになります。今からもノリが取れると分かっているならば、借りてどうでもつぎ込みができると思いますが、今の状況の中では、根本的に有明海が変わっていかないと、ノリが完全に昔のように取れるという保障は全くない、どうなるか分からないというような現状の中ですから、やっぱりそこに頼ってっては、いよいよのときはどうしようもないと思いますが、どうにもできませんので、私は何度も申しますが、今の状況の中で、例えば、油代とか何だとか、そういうのに対して何らかの援助をしていただく。共済だってどこまで皆さんがお持ちなのかも分からないと思いますよ。だから、その辺について私は、少しでも漁民の人たちが安心して漁業をしていく、そういうことができるような力をつけていただきたいと思うんですよ。

前は、例えば、ノリが駄目なときは貝を取ったりなんかして補っていたけど、それもできない。そういう現状の中ですから、やっぱり何とかそこをやっていかないと、鹿島市全体の経済的な問題にもつながっていくわけですから、私はぜひ、今はそういうお考えだと思いますが、今後、担当課としても協議をしていただいて、そして、現場の皆さんの声も十分聞いていただいて、取組をしていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

今、伊東議員、それから、松尾議員のほうから詳しくいろんな対策についてもお話しいた

だきました。

私も有明海の近くに住んでいる者として、非常にやっぱり生きものの層といいますか、生物層が次第になくなってきていると。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、本当にアゲマキがいなくなったときはショックでした。アゲマキだけかと思ったら、いろんなものが少なくなっておりますという、私が生きている時代でこんなに有明海が悪くなってしまっているのかというふうな思いを常に持っておりました。

何とか産業として、今、ノリができていますけれども、本当に小学校6年生のときに、多分、同級生がポケットの中に真っ黒にノリを入れてもらって、こい食うてんろうとって持ってこられたノリが、私は今でも一番おいしいと思っています。今年ショックだったのが、こういうふうなノリを作らざるを得ないというか、（現物を示す）色落ちというのが実際あって、このような色になるということですね。このようなノリしか取れないという状況もあるということも実際、身をもって知っていただきたいというふうなことですね。

そうした中で、今いろいろ議論がありましたけれども、本当に私たち市民もあわせて、ずっと、私たちにとってある意味、有明海というのは先祖代々命をつないできた、そこで栄養を取って命をつないできた海だということで、ぜひ有明海のほうにも目を向けていただいて、これからもよくなるような方法をみんなで考えていきたいというふうに思いまして、実は議会のほうでも話し合いをしまして、意見書を提案して、意見書を出して、国のほうにも依頼をするというふうな形で進めておりますので、行政のほうでも力を合わせて有明海の再生を願っていただきたいと思いますと思ひまして、答弁は要りませんので、これで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第12号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第3 議案第3号～議案第8号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第3．議案第3号 令和4年度鹿島市一般会計予算について、議案第4号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 令和4年度鹿島市水道事業会計予算について、議案第8号 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算について、以上6議案について一括して審議に入ります。

まず、議案第3号について当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

それでは、議案第3号 令和4年度鹿島市一般会計予算について御説明いたします。

議案書は5ページとなっております。

令和4年度鹿島市一般会計について、予算案を別紙のとおり提出するものでございます。

予算書と予算参考資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,636,000千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及びその金額につきましては、3ページから13ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、14ページの第2表 債務負担行為のとおりでございます。

第3条 地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、15ページから16ページの第3表 地方債のとおりでございます。

第4条 一時借入金の借入れの最高額は、15億円といたしております。

2ページをお開きください。

第5条 歳出予算の流用は、人件費に係る分の流用範囲を定めております。

3ページから13ページまでの説明は省略します。

14ページをお願いします。

令和4年度に設定する債務負担行為でございます。

桜まつり振興対策に係る委託料は、令和4年度に契約し、事業が令和5年度にまたがるた

めに設定しております。

自然の館指定管理料につきましては、令和8年度までの指定期間とすることから、今回設定いたしております。

学校給食センター調理等業務委託料は、令和7年度までの契約期間とすることから、今回設定いたしております。

15ページをお開きください。

地方債の一覧です。

16ページをお願いします。

地方債につきましては19事業で総額2,357,800千円を限度として市債を発行することといたしております。このうち、220,000千円が地方交付税で償還費が全額措置されます臨時財政対策債となっております。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

35ページをお開きください。

35ページから38ページにつきましては歳入歳出の事項別明細書でございますので、説明は省略します。

39ページから208ページまでは歳入歳出の予算となります。説明は別添の予算参考資料により、後ほど御説明いたします。

209ページをお開きください。

209ページから216ページは給与費明細書で、人件費の内訳を示しております。

217ページは継続費に関する調書、218ページから221ページは債務負担に関する調書、222ページは地方債に関する調書でございますが、説明は省略いたします。

それでは、予算の内容について御説明いたします。別冊の予算参考資料をお願いします。

1ページをお願いします。

令和4年度当初予算の概要です。

令和4年度当初予算は、市長改選期であるため、いわゆる骨格予算として義務的経費や継続的な事業などを中心に計上し、昨年度と比較して1.0%、153,000千円減の総額15,636,000千円で編成しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなど、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、第七次総合計画の2年度目として、市民サービスの維持を図るとともに、定住促進や子育て支援など地方創生に向けたまちづくりのための事業を着実に実施していく予算としております。

歳入予算につきましては、市税は、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和などにより7.3%、209,889千円の増と見込んでおります。

地方交付税は、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、デジタル化や脱炭素

化などの取組ができるよう国の予算額が確保される見込みによるもので、対前年比4.6%、170,000千円の増で計上しております。

臨時財政対策債は、52.2%、240,000千円の減で計上しております。臨時財政対策債は後年度地方交付税で全額措置されますので、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、当初予算段階で1.7%、70,000千円の減を見込んでおります。

また、財源調整のため、財政調整基金から1億円、公共施設建設基金から110,000千円を繰り入れております。

なお、歳入に占める市債依存度は、市民会館建設事業債や臨時財政対策債の影響により、15.1%となっております。

歳出予算につきましては、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費は、人件費が0.6%の減、扶助費が0.6%の減、公債費が7.1%の増となり、全体では0.5%の増となっております。

人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助金等のいわゆる消費的経費は、物件費が8.3%の増や扶助費等が28.8%の増などにより、6.6%の増となっております。

2ページをお願いします。

次に、市債残高、公債費について申し上げます。

市債残高のうち、建設地方債残高は約98億円となる見込みです。

今後も道路や公共施設など将来にわたり市民の皆様の利用が見込まれる事業等について、年度間の調整及び世代間の公平性を図るため、有効に市債を活用するとともに、計画的な市債管理を行ってまいります。

なお、国の地方交付税の交付財源が不足した場合に、地方公共団体が発行する臨時財政対策債46億円を含めた市債残高の総額は約144億円となる見込みであります。

公債費は、近年の大型事業で発行した市債の元利償還に伴い7.1%の増となっておりますが、実質公債費比率等の各種指標は適正な範囲で推移していくと見込んでおります。

令和4年度の事業につきましては、本市の重点施策である定住促進、子育て支援等の継続的な経費や実施計画に基づくまちづくりのための事業を措置しております。

今後の行財政運営における考え方について申し上げます。

主要一般財源等が減少する一方で、多様化する財政需要に対応するために、限られた財源の中で、いかにして事業の選択と集中など収支のバランスを図りながら市民の皆様の負託に応える事業を行っていくかを念頭に置いて財政運営を行ってきたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化など、目まぐるしく変化をする社会経済情勢の中、これらの変化に的確に対応していくためには、中・長期的に持続可能な財政運営を見据え、これまで以上に行財政改革プランを着実に実施していくことなどにより、第七次総合計画の実現のために最大限の配慮を行ってまいります。

3 ページをお願いします。

国の予算編成の指針であります地方財政計画と本市の一般会計の概要を比較した資料でございますので、御参照ください。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出の区分ごとにおける予算額及び財源内訳ですので、御参照ください。

6 ページをお願いします。

歳入の前年度当初予算との比較です。

黒丸は主要一般財源で、市税や地方交付税のように用途が特定されないもので、総額8,071,067千円、構成比は歳入総額の51.6%です。

白丸は市税など市が独自に調達できる財源である自主財源で総額5,177,337千円、構成比は歳入総額の33.1%となっております。

18行目、繰入金は基金から469,486千円を繰り入れることとしております。うち財政調整基金から1億円、公共施設建設基金から110,000千円を取り崩すことといたしております。

21行目の市債は2,357,800千円のうち、建設事業充当市債は2,137,800千円となっております。

7 ページをお願いします。

歳出、性質別の前年度当初予算との比較です。

黒丸は人件費、扶助費、公債費の義務的経費で、表側番号4、総額6,600,790千円で、0.5%の増となっております。

白丸は消費的経費と言われるもので、表側番号8、総額9,646,401千円で、6.6%の増となっております。

表側番号13の投資的経費は総額3,010,839千円で、9.1%の減となっております。このうち補助事業については、産地パワーアップ交付金事業や蟻尾山公園管理事業等の減により、31.1%の減となっております。

8 ページと9 ページは歳入予算の前年度比較表です。8 ページが前年度当初との比較、9 ページが今年度の12月補正後との比較となっております。

同様に、10ページと11ページが歳出の目的別の比較、12ページと13ページは歳出の性質別の比較、14ページと15ページが歳出の節、細節ごとの比較表となっておりますので御参照ください。

16ページをお願いします。

ここから予算の中身について御説明いたします。

市税につきましては総額3,095,767千円で、前年度比209,889千円、7.3%の増です。前年度は新型コロナウイルス感染症の影響により個人及び法人市民税や固定資産税などは大幅な落ち込みを見込んでおりましたが、今年度はこれらが令和2年度並みに持ち直し、全体では

30億円台となる見込みであります。

ナンバー1の市民税は、前年度比81,877千円、7.2%の増を見込んでおります。このうちナンバー2の個人市民税は、前年度比76,877千円、7.6%の増、ナンバー3の法人市民税は、5,000千円、4.2%の増を見込んでおります。

ナンバー9の固定資産税は、131,369千円、9.8%の増を見込んでおります。土地、家屋、償却資産の増減額、増減率などは記載のとおりとなっております。

17ページをお願いします。

主要一般財源のうち、地方譲与税、各種交付金の明細となっております。

表側番号11の地方特例交付金は、1億円減の20,000千円で見込んでおります。減額の要因は、令和3年度に措置された新型コロナウイルス感染症の影響で減額した固定資産税を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金90,000千円の皆減によるものです。

19ページをお願いします。

分担金及び負担金でございます。総額168,188千円で、前年度比49,223千円、41.4%の増で見込んでおります。

21ページをお願いします。

国庫支出金です。総額2,043,515千円で、前年度比100,731千円、5.2%の増で見込んでおります。新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び補助金等の増などによるものです。

22ページをお願いします。

県支出金です。総額1,302,048千円で、108,598千円、7.7%の減で見込んでおります。産地パワーアップ事業補助金などの減によるものです。

24ページをお願いします。

繰入金です。基金、または他会計から繰り入れるもので、総額469,486千円、前年度比211,153千円、31.0%の減で見込んでおります。税収や地方交付税は、当初予算段階では予算割れが生じないように堅めに積算していることから、基金を繰り入れて予算編成を行っております。

25ページをお願いします。

積立基金の状況です。令和4年度当初予算段階における年度末の見込みは総額3,238,009千円で、令和2年度決算見込みからしますと90,167千円の減で見込んでおります。財源調整、または各基金の目的のために活用するものです。各基金の残高等につきましては御参照ください。

26、27ページをお願いします。

市債の内訳です。総額2,357,800千円を予定しております。前年度比266,400千円、10.2%の減で見込んでおります。

28、29ページをお願いします。

令和4年度に発行する市債の交付税財源措置額等を一覧表にしたものでございます。

30ページをお願いします。

市債残高の見込額でございます。令和4年度末の市債残高見込額は一番下の行の右から3列目、14,430,914千円です。

下の四角の囲みを御覧ください。このうち⑥臨時財政対策債を除いた建設地方債の残高の見込額は①から⑤の小計欄9,854,465千円です。この中にも記載のとおり交付税措置分がございますので、実質負担見込額は5,745,153千円となります。

31ページをお願いします。

その他の歳入です。寄附金や諸収入の主なものを掲載しております。

ナンバー2のふるさと納税寄附金は、50,000千円増の750,000千円を計上しております。

32ページから42ページにつきましては、歳出の性質別の比較表でございますが、説明は省略いたします。

43ページをお願いします。

令和4年度の投資的事業を除く重点施策及び特徴的な事業を記載しております。予算審査特別委員会で事業内容等については各課から説明がありますので、ここでは概要を申し上げます。

ナンバー2、コンビニ交付サービス事業は、マイナンバーカードの普及により、全国のコンビニ交付対応店舗で住民票の写しや印鑑登録証明書などを交付できる体制を整備し、令和4年度中の運用開始を目指す経費として9,884千円を計上しております。

ナンバー3、家庭児童相談室事業は、国から示された子ども家庭総合支援拠点の設置を踏まえて、現在、家庭相談員2名を配置している家庭相談室に令和4年度から資格を持つ家庭相談員1名を追加で配置し、相談体制の強化を図り、支援拠点化を行う経費として5,074千円を計上しております。

ナンバー4、保育士等処遇改善臨時特例事業は、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、保育士や幼稚園教諭等の収入を引き上げるために必要な費用を施設に補助することとして22,500千円を計上しております。

ナンバー5、防災重点ため池耐震照査等調査計画事業は、新たに選定された9か所の防災重点ため池のうち、4か所の耐震調査等を行う経費として20,100千円を計上いたしております。

ナンバー6、空家等対策事業は、空家等対策計画の策定に向け、市内空き家等の実態を把握するための調査を実施し、空家対策協議会を設けるなど、空き家対策及び活用の推進を図る経費として11,400千円を計上しております。

44ページをお願いします。

ナンバー7、地域再生可能エネルギー導入事業は、中・長期的に脱炭素化を図り、持続可能な社会を構築するため、地域の実情に合った再生エネルギー導入目標を策定する経費として10,000千円を計上しております。

ナンバー8、医療的ケア児支援事業は、教育支援体制整備事業費補助金を活用し、医療的ケアが必要な児童・生徒のための看護師等を配置する経費として1,502千円を計上しております。

ナンバー10、県民スポーツ大会事業は、令和4年度は杵藤地区での開催となり、本市ではサッカー、ソフトテニス、軟式野球、柔道、バドミントンの5競技が陸上競技場を含め8会場で開催予定であり、市実行委員会を組織し、受入れ準備や、さらなる上位を目指すための選手強化等を行う経費として1,757千円を計上しております。

45ページをお願いします。

投資的事業の内訳のうち、国庫財源を伴う補助事業費です。

ナンバー8、道路整備個別補助事業は、橋梁補修、市道橋点検ほかで76,000千円を計上しております。

ナンバー10、市営住宅改修事業は、市営新方住宅衛生設備改修工事ほかで78,605千円を計上しております。

46ページをお願いします。

国庫財源を伴わない地方単独事業の一覧です。

ナンバー4、市民会館建設事業は、市民会館新築工事ほかで1,776,252千円を計上しております。

ナンバー6、さが園芸生産888億円推進事業は、収量、品質の向上など、農業所得の確保、向上のための施設整備等に対する補助として108,408千円を計上しております。

47ページをお願いします。

ナンバー22、道の駅鹿島整備事業は、駐車場整備工事ほかで125,600千円を計上しております。

ナンバー28、辺地道路整備事業は、道路改良工事、登記事務委託、立木補償ほかで131,508千円を計上しております。

ナンバー32、肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業は、肥前鹿島駅周辺整備基本計画・設計等業務委託、測量業務委託等で43,918千円を計上しております。

48ページをお願いします。

ナンバー48、鹿島城大手門管理事業は、鹿島城大手門修繕実施設計業務委託料7,500千円を計上しております。

49ページの県営事業負担金、50ページの災害復旧事業費は御参照ください。

51ページは県営事業負担金一覧表でございます。

52ページは地方消費税引上げ分の社会保障費への財源充当を示したものです。

53ページは一般会計のほか会計ごとの予算状況です。

54、55ページは平成19年度以降の財政状況の推移です。

56ページは税収と地方交付税の推移です。

57ページは市債及び基金残高の推移です。御参照ください。

58ページから81ページは、本市が取り組むまちづくりの施策や主な事業における事業概要について、所管課ごとに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で令和4年度当初予算の概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

次に、議案第4号及び議案第5号について当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第4号 令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

議案書は6ページでございますが、予算書にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、予算書の17ページを御覧ください。

第1条 歳入歳出予算でございますが、令和4年度鹿島市国民健康保険特別会計の予算の総額は、歳入歳出をそれぞれ3,625,884千円と定めております。前年度と比較いたしまして71,320千円の減でございます。

また、第2項の款項の区分ごとの金額は、次の18ページから22ページの第1表 歳入歳出予算に記載しているとおりでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を4億円と定めております。

第3条では、歳出の予算の流用の範囲を定めております。

それでは、予算書の223ページを御覧ください。

223ページから224ページまでは歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

次に、歳入でございます。

225ページを御覧ください。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税の、次の226ページの2目は退職被保険者等国民健康保険税でございます。医療費給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年度課税分、滞納繰越分を計上いたしております。

国民健康保険の世帯数は4,293世帯、被保険者数7,407人、介護保険関係では世帯数が1,904世帯、被保険者数が2,337人で計上いたしております。

なお、後期高齢者支援金分の賦課対象者数は、医療給付費分の賦課対象者数と同数でございます。

国民健康保険税の総額は、227ページ下段にありますように、712,240千円を計上しております。前年度と比較いたしますと、12,050千円の減となっております。

230ページを御覧ください。

4款1項1目の保険給付費等交付金は、保険給付に要する費用等が県から交付されるもので、普通交付金、特別交付金を合わせ2,595,219千円を計上しております。

233ページを御覧ください。

6款2項1目．一般会計繰入金には、保険基盤安定分や国保財源安定化支援事業分、事務費相当分など、314,709千円を計上しております。

237ページを御覧ください。

8款3項．雑入には、一般被保険者第三者納付金等、3,247千円を計上しております。

238ページ、8款2項．受託事業収入は廃項としております。

239ページをごらんください。

ここからは歳出でございます。歳出な主なものを説明いたします。

1款1項1目．一般管理費には、職員の人件費や電算処理等に要する経費として106,167千円を計上いたしております。

2目の連合会負担金には1,716千円を計上しております。

241ページを御覧ください。

1款3項1目の賦課徴収費には、収納嘱託員報酬、事務経費等、6,160千円を計上しております。

242ページを御覧ください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比60,874千円減の2,121,070千円を計上しております。

3目の一般被保険者療養費には補装具等療養費、柔道整復等の費用として23,504千円を、5目の審査支払手数料には診療報酬明細書審査支払手数料等、7,778千円を計上しております。

243ページを御覧ください。

2款2項．高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費と一般被保険者及び退職被保険者等の高額介護合算療養費を合わせ340,351千円を計上しております。

245ページを御覧ください。

2款4項1目．出産育児一時金は8,400千円を計上し、20名の出生を見込んでおります。

246ページを御覧ください。

2款5項1目．葬祭費は1,800千円、60件分を計上しております。

247ページを御覧ください。

2 款 6 項 1 目．傷病手当金は、新型コロナウイルス感染に伴う傷病手当金500千円を計上いたしております。

248ページを御覧ください。

3 款．国民健康保険事業費納付金は、県内各市町が県に納付することとなっております。

1 項．医療給付費分は、688,073千円を計上しております。

なお、退職被保険者医療給付費分は、廃目としております。

249ページを御覧ください。

同じく 2 項．後期高齢者支援金等分は、176,904千円を計上しております。

なお、退職被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、廃目としております。

250ページを御覧ください。

同じく 3 項．介護納付金分は、66,702千円を計上しております。

この国民健康保険事業費納付金の納付により、保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として県から交付されることとなります。

なお、退職被保険者医療給付費分は、廃目としております。

253ページを御覧ください。

6 款 1 項．特定健診等事業費は、糖尿病や脳卒中などを早期発見し予防するための特定健診や特定保健指導等に係る費用として28,623千円を計上いたしております。

254ページを御覧ください。

6 款 2 項．保健事業費は、医療費通知の共同電算処理委託料や、はり、きゅう施術助成費、職員人件費、訪問指導委託料、人間ドック助成費など、合わせて10,537千円を計上しております。

257ページを御覧ください。

9 款 1 項．償還金及び還付加算金は、保険税の過年度還付金や還付加算金等を合わせて5,212千円を計上いたしております。

258ページを御覧ください。

10 款．予備費は、32,071千円を計上しております。

259ページから265ページは給与費明細書でございますが、説明につきましては省略いたします。

以上で議案第 4 号 令和 4 年度鹿島市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号 令和 4 年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

議案書は 7 ページでございますが、予算書にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、予算書の23ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ457,902千円と定めております。

また、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次の24ページから26ページにあります第1表 歳入歳出予算に記載しているところでございます。

次に、266ページを御覧ください。

266ページと次の267ページは、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

それでは、予算の内容について説明いたします。

268ページを御覧ください。

歳入につきまして主なものを説明いたします。

1款1項1目．特別徴収保険料は、215,949千円を計上いたしております。

また、2目．普通徴収保険料は、現年度分、滞納繰越分を合わせ92,361千円を計上しております。

なお、被保険者数は、特別徴収、普通徴収を合わせまして4,812人と見込んでおります。

270ページを御覧ください。

3款1項1目の事務費繰入金は30,274千円を、2目．保健基盤安定繰入金は118,221千円を計上しております。

274ページを御覧ください。

5款2項．償還金及び還付加算金は、1目．保険料還付金、2目．還付加算金を合わせ1,005千円を計上いたしております。

277ページを御覧ください。

ここからは歳出でございます。

歳出の主なものを説明いたします。

1款1項1目．一般管理費は、職員人件費等、9,255千円を計上しております。

278ページを御覧ください。

1款2項．徴収費は、1目．徴収費、2目．滞納処分費に係る印刷製本費や通信運搬費など、合わせて1,225千円を計上いたしております。

279ページを御覧ください。

2款1項1目．後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合事務費納付金、後期高齢者医療保険料等納付金を合わせ446,181千円を計上しております。前年度と比較いたしますと21,366千円の増でございます。

280ページを御覧ください。

3款1項1目．保険料還付金及び2目．還付加算金は、合わせまして1,005千円を計上しております。

282ページを御覧ください。

4款1項1目、予備費は200千円を計上しております。

283ページから285ページまでは給与費明細書となっております。説明は省略いたします。

以上で議案第5号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

次に、議案第6号について当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

議案第6号 令和4年度鹿島市給与管理特別会計予算について御説明をいたします。

議案書は8ページでございますが、内容は予算書のほうで御説明いたしますので、予算書の27ページをお願いいたします。

予算の総額は1,903,192千円でございます。給与管理特別会計は、公営企業会計の水道事業会計と下水道事業会計を除く一般会計とほかの特別会計の人件費を一括して管理する特別会計で、毎月の人件費の支払いを一括して管理を行っております。

それでは、明細を御説明いたしますので、286ページをお願いします。

286ページ、そして、287ページは歳入歳出の事項別明細でございます。

288ページをお願いします。

これは会計別の内訳でございますが、一般会計1,802,977千円、国民健康保険特別会計が91,043千円、後期高齢者医療特別会計が9,172千円でございます。

289ページをお願いします。

これは歳出の内訳でございます。

まず、報酬で、一般会計、国民健康保険特別会計合わせて69人分、135,136千円、給料3会計を合わせまして246人分、916,674千円、職員手当等496,328千円、共済費352,240千円、旅費2,814千円でございます。

以上で議案第6号の御説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第7号について当局の説明を求めます。

○水道課長（染川康輔君）

それでは、議案第7号 令和4年度鹿島市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は9ページでございますが、別冊の令和4年度鹿島市水道事業会計予算書にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業会計予算でございます。

第2条 業務の予定量でございます。給水戸数は9,558戸、年間配水量は279万8,000立方メートル、1日平均配水量は7,645立方メートルを予定しております。

第3条 収益的収入及び支出でございます。予定額は税込み額でございます。

初めに、収入でございます。

第1款. 事業収益は、総額572,868千円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款. 事業費は、総額533,269千円を計上しております。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

2ページを御覧ください。

予定額は税込み額です。

初めに、収入でございます。

第1款. 資本的収入は、総額214,743千円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款. 資本的支出は、総額434,784千円を計上しております。

申し訳ございませんが、1ページにお戻りください。

第4条 資本的収入及び支出の本分括弧書きの部分でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額220,041千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,841千円、当年度分損益勘定留保資金182,650千円及び減債積立金16,550千円で補填する予定でございます。

再度2ページを御覧ください。

第5条 企業債でございますが、企業債の借入限度額を199,900千円と定めるものでございます。

第6条 一時借入金でございますが、借入限度額を200,000千円と定めるものでございます。

第7条でございますが、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を営業費用、営業外費用及び特別損失の項と定めるものでございます。

第8条でございますが、議会の議決を経なければ他の経費と流用することのできない経費については、職員給与費及び交際費と定めるものでございます。

第9条 他会計からの補助金は、一般会計からの鮎越地区給水事業に伴う企業債元利補助金など8,882千円を計上しております。

第10条 たな卸資産の購入限度額は7,940千円と定めるものでございます。

4ページ以降は附属書類でございます。

4ページから7ページまでは令和4年度鹿島市水道事業会計予算実施計画、8ページ、9ページは令和4年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書、10ページから15ページまでは給与費明細書でございますが、いずれも説明は省略いたします。

16ページ、17ページは令和4年度鹿島市水道事業予定損益計算書でございます。1営業期間中の経営成績を表しており、金額は税抜き処理でございます。

17ページの下から4行目に記載しておりますが、令和4年度当年度純利益を18,721千円と予定しております。

18ページから21ページまでは令和4年度鹿島市水道事業予定貸借対照表でございます。

19ページの2行目、現金預金は、資金の期末残高として792,700千円を予定しております。貸借対照表における借方合計となります19ページ最後の行の資産合計と貸方合計となります21ページ最後の行の負債資本合計は、同額の7,501,206千円を予定しております。

22ページから24ページまでは新年度予算を調整するに当たっての注記でございます。

25ページ、26ページは令和3年度鹿島市水道事業予定損益計算書、27ページから30ページまでは令和3年度鹿島市水道事業予定貸借対照表、31ページ、32ページは令和3年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、いずれも説明は省略いたします。

33ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市水道事業会計予算明細書について御説明いたします。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、いずれも税込み額でございます。

それでは、収益的収入及び支出のうち、主なものについて御説明いたします。

初めに、収入でございます。

1款1項. 営業収益は主たる営業活動から生じる収益でございます。522,981千円を計上しております。

1目. 給水収益は498,187千円を計上しております。

3目. 新設負担金7,165千円は、住宅の新築等に伴う給水装置工事申請の際、量水器を新設、増設する場合に御負担いただく新設負担金収入でございます。

4目. その他の営業収益17,029千円は、給水装置工事等の竣工検査手数料、下水道使用料徴収事務などに対する負担金などでございます。

1款2項. 営業外収益は、金融財務活動、その他主たる営業活動以外からの収益でございます。49,885千円を計上しております。

34ページを御覧ください。

2目．他会計補助金3,041千円は、簡易水道事業債償還利子の支出等に伴う一般会計補助金でございます。

4目．長期前受金戻入46,000千円は、みなし償却制度の廃止に伴い、補助金等により取得した資産について減価償却を行う際、これらの財源として長期前受金から長期前受金戻入へ収益化した額を計上するものでございます。

35ページを御覧ください。

次に、支出でございます。

1款1項．営業費用は、主たる事業活動のために生ずる費用でございまして、469,628千円を計上しております。

1目．原水及び浄水費90,075千円は、原水の取り入れ、原水、浄水設備の維持及び作業に要する費用でございまして、主な費用は、人件費、施設の維持管理業務や水質検査等の委託料、原水、浄水施設の修繕費、動力費などでございます。

36ページを御覧ください。

2目．配水及び給水費57,230千円は、配水池や配水及び給水設備の維持及び作業に要する費用でございまして、主な費用は、人件費、漏水調査や検満メーター取替え等の委託料、配水施設の修繕費などでございます。

38ページを御覧ください。

4目．総係費93,171千円は、水道経営全般の事務費用でございまして、主な費用は、人件費、量水器の検針業務等の委託料、新世紀センターの事務管理費負担金などでございます。

40ページを御覧ください。

5目．減価償却費213,550千円は、年度内に発生する減価償却費を計上しております。

6目．資産減耗費15,100千円は、有形固定資産の除却費などを計上しております。

1款2項．営業外費用は、主に金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生ずる費用でございまして、62,639千円を計上しております。

1目．支払利息及び企業債取扱諸費50,595千円は、企業債借入れに対する利息などでございます。

3目．消費税11,143千円は、令和4年度消費税納付予定額でございます。

41ページを御覧ください。

1款4項．予備費は1,000千円を計上しております。

42ページを御覧ください。

続きまして、資本的収入及び支出のうち、主なものについて御説明いたします。

初めに、収入でございます。

資本的収入は、水道資産の取得に伴い生じる収入でございます。

1款1項．他会計出資金5,841千円は、一般会計からの簡易水道事業債償還元金補助金で

ございます。

1 款 2 項. 他会計負担金2,100千円は、一般会計からの消火栓設置負担金でございます。

1 款 4 項. 工事補償金6,900千円は、公共事業に伴う支障配水管等の布設替工事補償金でございます。

43ページを御覧ください。

1 款 6 項. 企業債199,900千円は、配水設備整備事業等に伴う企業債借入額でございます。

44ページを御覧ください。

次に、支出でございます。

資本的支出は、資産の取得に伴い生じる支出でございます。

1 款 1 項. 建設改良費は241,490千円を計上しております。

1 目. 事務費13,527千円は、人件費等の事務的経費や設計業務委託料などがございます。

45ページを御覧ください。

2 目. 施設費50,778千円は、メーター購入費や老朽化に伴う機械、電気計装設備等更新事業などがございます。

3 目. 改良費118,310千円は、消火栓設置や配水管の新設、布設替等の整備費でございます。

46ページを御覧ください。

5 目. 久保山配水池改修事業費58,870千円は、新山古賀配水池に係る送配水管の新設工事費などがございます。

1 款 2 項. 企業債償還金188,294千円は、令和4年度償還予定の企業債元金償還金を計上しております。

1 款 3 項. 予備費は、5,000千円を計上しております。

以上で令和4年度鹿島市水道事業会計予算についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

次に、議案第8号について当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

予算説明の前になりますけれども、予算書附属書類であります債務負担行為に関する調書の一部に記載漏れがございました。この件につきまして正誤表により訂正させていただくことを御了承いただきますようお願いいたします。今後、記載事項の確認につきましてはチェック方法を見直し、適正な業務の執行に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第8号 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算について御説明いたします。議案書は10ページです。

鹿島市下水道事業会計予算書及び予算説明資料にて説明いたしますので、御準備をお願い

いたします。

予算書1ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市下水道事業会計予算です。

第2条 業務の予定量は、水洗化戸数4,044戸、年間総処理水量107万3,000立方メートル、1日平均処理水量2,939立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は、管渠建設改良事業473,399千円、ポンプ場建設改良事業282,318千円、処理場建設改良事業7,899千円を予定しております。

第3条 収益的収入及び支出でございますが、予定額は税を含む額となります。

収入、第1款. 下水道事業収益は1,103,683千円、支出、第1款. 下水道事業費用は1,051,665千円を予定しております。

2ページを御覧ください。

第4条 資本的収入及び支出でございますが、ここも予定額は税を含む額となります。

収入、第1款. 資本的収入は851,140千円、支出、第1款. 資本的支出は1,124,388千円を予定いたしております。

資本的収入額が支出額に対して不足する額273,248千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,945千円、当年度分損益勘定留保資金239,303千円で補填するものといたします。

収益的収支及び資本的収支の詳細につきましては、34ページ以降の予算説明資料において後ほど御説明いたします。

第5条は債務負担行為でございますが、説明は省略させていただきます。

3ページの第6条 企業債は、借入限度額を508,800千円と定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を600,000千円と定めるものです。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもので、営業費用、営業外費用、特別損失を計上いたしております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費85,610千円でございます。

次に、4ページをお開きください。

第10条 他会計からの補助金は、下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するための一般会計からの補助金でございますが、107,919千円を予定いたしております。

5ページからは附属書類となります。

5から8ページは下水道事業会計予算実施計画、9、10ページは予定キャッシュフロー計算書、11から16ページは給与費明細書、17ページは継続費に関する調書、18、19ページは債務負担行為に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

それでは、20ページをお開きください。

令和4年度鹿島市下水道事業会計予定損益計算書でございます。金額は税抜き表示となっております。

1 営業期間中の経営成績を表す計算書ございまして、21ページ下より3行目の当年度純利益は18,073千円を予定いたしております。

22、23ページをお開きください。

令和4年度鹿島市下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

22ページ、2. 流動資産、(1)現金預金は年度末の預金残高でありまして、188,283千円を予定いたしております。

なお、借方となります資産合計16,871,744千円は、貸方となります24ページの負債資本合計16,871,744千円と同額となっていることを御確認ください。

25、26ページは新年度予算調整に当たっての注記となりますが、説明は省略させていただきます。

また、27、28ページは前年度の令和3年度予定損益計算書、29、30、31ページは、ここも前年度の予定貸借対照表、32、33ページ、ここも前年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。説明は省略させていただきます。

次に、34ページを御覧ください。

令和4年度鹿島市下水道事業会計予算明細書でございます。これ以降は全て税を含む額となっております。

最初に、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入、1款1項. 営業収益は、1目. 使用料153,602千円、2目. 他会計負担金179,590千円など、333,217千円を計上いたしております。

1款2項. 営業外収益は、2目. 他会計補助金107,919千円、35ページになりますが、3目. 他会計負担金237,297千円、4目. 補助金39,750千円、5目. 長期前受金戻入358,013千円、6目. 消費税及び地方消費税還付金27,413千円など、34ページの合計額になりますが、770,466千円を計上いたしております。

なお、5目の長期前受金戻入は、国庫補助金などを使った取得財産の減価償却について長期前受金から戻し入れて収益化をするものでございます。

次に、36ページの支出になりますけれども、1款1項. 営業費用は営業活動に要する費用でありまして、969,976千円を計上いたしております。

1目. 管渠費31,416千円は、汚水及び雨水管渠の維持管理に要する費用で、主に管渠点検などの委託料及び修繕費でございます。

37ページを御覧ください。

2目. ポンプ場費89,229千円は、汚水及び雨水ポンプの維持管理に要する費用で、主にポンプ場管理業務等の委託料及び修繕費でございます。

38ページの3目. 処理場費167,166千円は、主に浄化センター等の運転管理業務委託料であります。

39ページを御覧ください。

4目. 業務費20,122千円は、受益者負担金一括納付報奨金、下水道使用料徴収委託料等でございます。

5目. 総係費58,326千円は、下水道事業経営全体の事務費用となります。その大半を占めております委託料でございますが、公共下水道事業計画変更業務、ストックマネジメント実施計画業務、経営戦略策定業務等の費用となっております。

また、6目. 減価償却費に589,746千円、41ページになりますが、7目. 資産減耗費といたしまして13,971千円を計上いたしております。

1款2項. 営業外費用は、1目. 支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして80,189千円を計上いたしております。これは企業債に対する利息及び一時借入金利息となります。

1款3項. 特別損失は、過年度損益修正損として500千円を計上いたしております。

最後に、1款4項. 予備費として1,000千円を計上いたしております。

以上、下水道事業費用は、36ページにお戻りいただきまして、1行目に記載しております1,051,665千円となります。

42ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出について御説明をいたします。

資本的収入は、下水道資産の取得のための財源となるものでございます。

1款1項. 企業債508,800千円は、汚水及び雨水施設の整備に要する企業債でございます。

1款2項. 他会計負担金15,194千円、1款3項. 国庫補助金302,851千円、43ページになりますが、4項. 受益者負担金及び分担金といたしまして24,295千円を計上いたしております。

以上、資本的収入は、42ページになりますが、1行目に記載しております851,140千円を見込んでおります。

44ページを御覧ください。

これより資本的支出となります。

資本的支出は、下水道資産の取得に伴い発生する支出となります。

1款1項. 建設改良費といたしまして764,901千円を計上いたしております。

1目. 管渠建設改良費473,399千円は、主に建設工事費でございまして、45ページのほうに記載しております祐徳門前地区、納富分地区等の汚水管渠築造工事でございます。

45ページの2目. ポンプ場建設改良費282,318千円は、南舟津、中村、中牟田のそれぞれ雨水ポンプ場の更新及び改築工事委託料などでございます。

3目. 処理場建設改良費といたしまして7,899千円。

47ページでございますが、4目．固定資産購入費1,285千円。

また、1款2項．企業債償還金358,487千円。

1款3項には予備費として1,000千円を計上いたしております。

以上、資本的支出は、44ページに戻っていただきますと、1行目に記載しております1,124,388千円を予定しております。

以上で令和4年度鹿島市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

それでは、議案第3号から議案第8号までの6議案を一括して質疑に入りますが、本6議案は新年度予算審査特別委員会へ付託を予定しておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑いたします。

なお、質疑をされる場合は、議案番号と会計名を言ってから質疑に入ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号の予算参考資料の2ページをお願いします。市債残高、公債費について質問したいと思います。

まず、市民の皆さんに少しでも鹿島市の財政状況を知っていただくために質問したいと思います。

それでは、市債残高のうち、建設地方債残高（建設事業に充てた借入金の残高）は、約98億円となる見込みであるということです。市債ということは市の借金だと思いますので、その市債の借入先と借入金額、そして、利率について教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

98億円の総額の残高の借入先と利率ということではありますが、これは総額ということで過去何年間かの借入れの本数とかがありますので、詳細には個別にありますので、詳細な内訳は別途資料としてお渡しさせていただきたいと思います。それぞれの起債の利率とか金額とか何十本にもなりますので、この場ではお答えはできませんので、後ほどということよろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、代表的な一、二個を教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えをいたします。

正確な細かい数字はあれなんですけれども、資料の28ページが今回の起債の借入れの一覧表になっております。

この中で、例えば、11番の辺地道路整備事業とか今回112,000千円の借入れをするということでありまして。これの借入先が財政融資資金とかという借入先がありますが、これが金利とか貸付けの年数がありますので、一般的に今のところ平均では0.02%とか、そういう利率で20年とか30年とかの貸付けになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、地方公共団体金融機構資金は幾らですか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

細かい数字はこれもあれなんですけど、ほとんど財政融資とほぼ近い数字ですので、0.02とか、0.03とか、0.04とか（「金額」と呼ぶ者あり）金額。

失礼しました。申し訳ございません。金額も、どの分が機構が借入先かというのは後ほど御回答させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、民間等資金の市場公募資金というのは幾らですか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えをいたします。

本市においては市場公募債という貸付けの発行はいたしておりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、次のこの98億円の償還返済には約4割の交付税措置が見込まれるとありますけれども、この交付税措置の内容を教えてください。地方交付税か臨時財政対策債。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

これは償還の年のときに地方交付税の中に算入されることとなります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

地方交付税は建設債には充てられないんじゃないですか。臨時財政対策債だけでしょう。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えをいたします。

議員おっしゃいます臨時財政対策債のほうは全額を償還するときに交付税措置されます。ほかの建設事業債についても、それぞれの事業によって、その起債に応じて交付税措置される率がありますので、その分は交付税の中で措置されるということでもあります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、臨時財政対策債の交付金額はどのようにして決められるか、教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

臨時財政対策債の額の決定については、毎年、国のほうが地方交付税の特別会計というところに、交付税を配る財源としては国の国税が財源となります。交付税を配る財源に対して国税が不足した場合に、その不足分を、簡単に言いますと、国と地方で半分ずつ折半で不足

財源を負担するというところで、その年々の不足額に対して臨時財政対策債が自治体ごとに算定をされまして、その分を一旦こちらの本市のほうで借入れをいたしまして、後ほど償還の際に国のほうから交付税で全額措置されるという仕組みになっておりますので、算定の率とかは国の毎年の財源の不足額によって増減をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、地方交付税の普通交付税の算定、決定方法ですよ、基準財政需要額引く基準財政収入額が財源不足となるんですね。この数字を入れて説明してください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えします。

令和4年度の地方交付税の基準財政需要額は、おおよそですけど、6,650,000千円が本市の需要額です。これは試算なんですけど、それに対して基準財政収入額が約3,250,000千円程度ということになります。（「財源不足は」と呼ぶ者あり）財源不足額は約3,395,000千円程度になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、この次の3ページの令和4年度鹿島市一般会計予算の概要の3の地方交付税等の欄です。総務省のホームページを調べてみて、令和3年度市町村別普通交付税変更決定額というのがありました。それを見ますと、令和3年度は当初決定額が3,280,480千円、変更決定額が3,480,242千円となっています。これを見ていますと、令和3年度当初が3,120,000千円となっていますが、この数字の違いはどうしてですか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

この分は当初予算で交付税を出した金額でありますので、今年度でいいましても、先ほど不足額は3,390,000千円程度と申し上げましたが、当初で計上しております普通交付税の額は3,290,000千円ということになっておりますので、交付税についても試算よりか少し堅め

に予算を計上させていただいており、確定後に変更でさせていただいているということで、3年度のほうも当初予算の交付税の額も堅めに計上させていただいていることで差があるということ考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、令和4年度の普通交付税の額を教えてください。（発言する者あり）

○議長（角田一美君）

再度質問をお願いします。

○1 番（中村日出代君）

当初でしょう。変更後の確定したのはあるんですか。令和4年度。（発言する者あり）確定していない。当初だけ。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

新年度、4年度の地方交付税は7月頃に確定をしますので、その後の補正予算において増減をさせていただいているという状況でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、令和3年度の確定した金額というのを教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

約3,480,000千円程度になっていると思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員に申し上げます。新年度予算特別委員会に付託を予定しておりますので、総括的な大綱質疑をよろしくをお願いします。（「これは総括的でしょう。今借金がどれくらいあるのか聞いているわけですから」と呼ぶ者あり）大綱的な質疑をお願いいたします。

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

地方財政法の予算編成の第3条の2項に、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を策定し、これを予算に計上しなければならないとなっていますけど、正確な数字は入れんでよかということですね。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えします。

先ほどの3年度のことですよね。3,480,242千円となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、近年の大型事業で発行した市債の元利償還に伴い、7.1%、67,118千円増となっている、これは全体的な金額が分かりませんので、144億円の年間の元金返還金額と返済する利息の金額を教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

令和4年度の公債費です。元金のほうが962,500千円、利息のほうが52,953千円ということで予算を立てております。（「五千幾ら」と呼ぶ者あり）52,953千円です。資料の39ページに記載をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

資料の39ページにあっても、私は市民の皆さんにお知らせしようわけやけん、資料は関係なかわけですよ。

次に、実質公債費比率等の各種指標は適正な範囲で推移していくと見込んでいるとありますので、まず、実質公債費比率の式に数字を入れて教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えします。

実際の数字ということではありますが、実質公債費比率は3か年分の平均を取って算出することとなりまして、各年の3か年の比率だけでよろしいでしょうか。平成30年度が8.03%、令和元年度が9.8%、令和2年度が8.1%ということで、令和2年度の決算時での実質公債費比率は8.6%ということになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、経常収支比率というのは分かりますか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

これも決算が済んだ分ですので、令和2年度で申し上げますと、94.6%となっております。

以上です。（「数字を入れて」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

経常収支比率は経常一般財源総額割るの経常経費充当一般財源の額となっておりますね。分からんですか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

収入が6,957,563千円、支出が7,359,605千円、これを割りますと、94.6%になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、実質赤字比率、標準財政規模割るの一般会計等の実質赤字額とあります。これを教えてください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

実質赤字比率は、実質赤字額がマイナス251,612千円ということで、標準財政規模は7,258,187千円ということで、本市は会計が全部黒字でありますので、マイナス表記ということで、結果、マイナス3.46%ということで、マイナス表記するということは黒字決算ということになります。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、先ほどの臨時財政対策債に戻りますけれども、地方公共団体がその穴埋め分として発行する臨時財政対策債、償還経費は後年度の地方交付税で全額措置されるとなっております。全額措置されるというのは本当ですか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

これは国との約束事でありますので、交付税の算定台帳を見てみますと、各年の公債費の額が入っておりますので、交付税の中に算定されているものと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

後年度に地方交付税で措置されるとはいえ、臨時財政対策債の債務を返済するのは発行体である地方自治体である。公共施設の建設に伴う建設公債と異なり、赤字公債の発行は将来の世代への負担、先送りであり、禁じてあるというふうに説明があります。

もう一つは、臨時財政対策債の元利償還金相当額が交付金額ベースで地方交付税に上乗せされるとは限らない。というのも、基準財政需要額は土木費、教育費、厚生労働費、産業経費などの行政項目別に、地方自治体の人口、職員数、児童・生徒数、高齢者人口などを基礎に算出するとなっておりますので、確実に来るかどうかは分からないということでしょう。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃっている分は、基準財政収入額と基準財政需要額の差で交付される仕組みであるということでおっしゃっていると思います。ですが、そしたら、例えばの話、臨時財政対策債の需要額が今年の交付税に10億円なら10億円入っているとすれば、その分が需要額が抜けたら、交付税のもともとの今の額よりも10億円は減る作用に働くので、その需要額に入っているということは交付税で算入されているということになっているという考え方になっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

他の市町村を見ても、嬉野市は交付税が46億円で、鹿島市が34億円ぐらいですので、財政的には鹿島市がいいということでしょうね、交付税が少ないということはですね。今、市の財政的にはあまり悪くないというところを一言言ってください。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

先ほど隣の市をおっしゃられましたけれども、財政力指数ということでお答えいたしたいと思いますが、鹿島市は令和2年度で0.48ということになっております。10市の平均が0.52ですので、少しは平均よりは低いですが、10市のうちでちょうど真ん中、4番目、5番目ぐらいに位置しておりますので、そんなに悪いことではないということで考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

令和4年度の鹿島市一般会計当初予算について質問をさせていただきたいと思います。

資料のほうは予算参考資料の1ページ目です。

一般会計予算の概要ということで3段目から、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなど社会経済情勢がめまぐるしく変化する中」ということで掲載をされております。本年度は骨格予算になりますので、新しい市長が誕生してからきめ細かな施策は出てくるのかもしれませんが、実際、今コロナ禍においてまだ感染が続いている中でありますけれども、今後、ポストコロナも含めて、令和4年度の鹿島市の財政運営と、また、施策をどのように考えておられるのか。

まず、感染予防という観点からした場合に、市民部としてこの令和4年度どのような対応をしていこうと考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

まず、コロナ感染対策ということで御質問だと思いますけれども、今、丸2年がたとうとしております。そういった中で、やはり国が率先してワクチン接種を進めておりますので、それに関しては国や県の指示の下、また、地元医師会の御協力をいただいて、接種は着々と進んで、1、2回目は大体のところ済んでおりますけれども、今年になってから3回目の追加接種ということで接種が始まっております。それに関しましても医療従事者だったり、高齢者、もしくは高齢者施設の入所者及び職員が追加接種をしております、一般的な2回目接種から6か月を経過した方たちへの接種が始まっております。特に、3月になってからは経過された方たちには年齢に応じて順次接種券を発送しておりますので、そこは今後も怠らないように、遅れる方がいらっしゃらないように、周知しながら進めていきたいと思っております。

また、4年度に関しましては、今後の感染の状況がまだ見えておりませんが、まだまだ鹿島市内のほうもワクチン接種の進んでいない若い年齢の方にちょっとだけ感染が見られるようですので、そこら辺の予防接種の効果と副反応とのどちらを選択するかというところで正しい知識を広報して、皆様にワクチンへの御協力をお願いするところです。

それと、新年度におきましては、先ほどから申しましたように、予防接種以外にも今後もまだウイズコロナということで感染の対応は必要となりますので、今のところ新年度予算に関して感染対策というふうな形での特別なものはありませんが、随時、最近、抗原検査キットを充実させたことで感染の不安や家族内、もしくは職場での感染予防というふうなところにつながっていると思っておりますので、そこも進めながら、それと、家庭内にも感染者がいらっしゃったときの対応などを細やかに皆さんへ広報していくことが今後の対策になるかと思っております。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

新型コロナウイルスが発症して丸2年対応をされてこられたと思っております。今年度についても今説明をいただきましたけれども、実際いつまでこの新型コロナが続いていくのか分からない点と、また、さらにいろいろな感染症も来る可能性も否定はできないと思っております。そういう意味で、この2年間で鹿島市においてのこういう医療、また、介護を含めて、それぞれの課題が見えてきたと思っております。そういう課題に対して対応していくために、令和4年度以降、先ほどおっしゃったような対策等含めて、人材育成も大切な部分になってくると思いま

すので、これは今の医療従事者だけではなくて、介護施設で働いている方々、また、子供たちの保育園、幼稚園、そして、放課後児童クラブ等もありますので、こういうところを見据えた上での令和4年度以降の施策が大切になってくると思いますから、この辺を含めて市民部としての意見をいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

大きな問題というか、まだ先の見えないことですので、先ほどから申しましたように、人材育成につきましては、先ほどおっしゃったように、高齢者施設と障害者施設等への就労支援という形で、2年度、それから、3年度から始めておりますので、その辺の施設への充実という形では支援ができていのかと思っております。

それから、やはり保育所等へは雇用の補助金がまた今年度も国の補正で後半つきましたし、新年度もそれを予定しておりますので、そこら辺の人材体制というか、人的な体制はできているかと思っておりますので、そこが確固たる感染対策につながるかは分かりませんが、人材が充実しているということであれば、感染対策にも気が回るといえるか、充実させられると思っております。

それと、先ほどから申しましたように、市のほうでも抗原検査キットで今新たな形で対応策を図っているところですが、その時々での感染の状況で今までも対応が変わってきましたので、今後も市の医師会を含めたところで一緒に協議しながら、その時々に応じた対応ができるような協議を進めていって、市民が安心して暮らせる感染対策をしていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

先ほど答弁いただきましたように、市民の方々が安心して暮らしていけるように令和4年度に向けて施策を展開していただきたいと思います。

もう一点ですけれども、これは商工部のほうに質問をしたいと思います。

コロナが発症して以降、時短要請であったり、様々な市内の経済を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況にあったと思います。特に観光産業については今もそうですけれども、例年の1割、2割しか観光客が来ていただけないという厳しい状況下にあります。確かに国、県、それぞれ支援金等も含めて補助等もありますけれども、実際ポストコロナを見据えた上で次の展開を考えていかなければならない、それが令和4年度になってくるんだろうと思います。

ただ、鹿島市においてもコロナ発症数についてはまだ依然としておられますので、令和4

年度のいつからになるかも分かりませんが、少なくとも今後の観光産業を含めて市内経済の維持、発展のために、今後どのような施策を考えておられるのか、全般的にお伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

市のほうとしましては、これまでもコロナ対策といたしまして様々な市独自の経済対策、国、県と絡ませたところでの経済対策を行ってきたところでございます。直近でありますと、昨年の12月中旬まで鹿島市型の持続化給付金ということで、観光に限らず、市内全ての事業者の方を対象に売上げが20%以上落ち込まれたところに対する継続支援ということでの給付を行ってきたところでございます。

ただ、年明けて1月に入りまして、佐賀県内は急速に感染者数が拡大をいたしまして、まん延防止等重点措置が発令され、飲食店に対しては県のほうからの時短要請協力金、また、飲食店も含む全ての事業者に対しては現在復活支援金ということで、これは国がやっている制度でございますけれども、事業復活支援金というのが現在給付が始まったところでございます。

おっしゃいますように、今回の当初予算ではまだ独自の対策というのは計上いたしておりませんが、この感染状況を見ながら、おっしゃるように、特に観光産業は非常に痛んでおります。以前補正でいただきましたツアー催行補助金というのを今現在も行っておりますけれども、こういった形で観光産業も支えていきたいと思っておりますので、またそのときが来たら予算のほうをお願いすることになるかと思っております。これまで同様の支援策というのを担当課としては現在も考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

今提示をされています本年度の予算につきまして、繰り返しになりますけれども、骨格予算になっておりますので、令和4年度につきましてはまた改めて審議等があると思っております。

国も一緒ですけれども、一方で感染症対策をしながら市民の生活を守りながらという点と、もう一方は経済を回していく、いわゆる商工業を中心とした経済対策を打ちながら、鹿島市民の皆さん方の安心・安全も含めての令和4年度になると思っておりますので、十分に常に皆さん方が何かができるということで支援策のほうを考えていただくようお願いをして、終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ここで10分程度休憩します。2時35分から再開します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第3号から議案第8号までの大綱質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

大綱質疑ということで、一番最初、中村日出代議員が質問されたことをずっと聞いておりまして、私たち議員も、何回してもこの予算書、難しいところが結構あるんですね。

以前、市民の皆さんに向けて、鹿島市の収入が、財源が今度の156億円だったらこれだけありますよと。1,560千円という形で持ってきて、そして、その中で自主財源が、自由に使えるお金がこのくらいあります。国からの交付金、いろんな交付金があったりしますが、これだけあります。そして、足りない分は借入れを行っております。そういうふうなのが何年前までは市報等で出ていたと思うんですよ。

今回は特に市長選挙があるということで骨格予算、この骨格予算というのは今までずっと続けてきた大きな事業だったら、市民会館の建設であったり、それとか、あと昨年度までに、令和4年度から事業を行いましょと取り決めていた、そういうふうなものを主にのせていると思います。市長選挙の後、新しい市長がこういうことをやりたいと言い出したら、その後、6月の補正予算で上乗せをしていくというふうな形を取ります。

企画財政課のほうにお願いですが、今度4月の市報ではなくて、新たに市民の方にA4の見開きの2ページか、そのくらいのもを作ってください、分かりやすく、そして先ほどからあっているように、借入金はこれだけあるけど、このうち国から補填をしていただく分があると、実際は今これだけの借金、家庭においても多分借入金とかあるでしょうから、それだけはあるけど、これをこの年月で返済をしていく予定ですよ。鹿島市は今後も財政的にちゃんとやっていけますよというふうなものがやはり市民にとっては必要ではないかなと思うんですけど、村田参事、何回も答弁をしていただきますけど、そこの辺りどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

お答えいたします。

伊東議員がおっしゃられる分かりやすい分をとということで、市民の皆さんのほうにも分かりやすい、家計に例えるとという広報というか、お知らせをするということでございますが、毎年、新年度予算のときにつけていますこういう円グラフ、このようなのを過去に、似たよ

うなものでよろしいということですよ。例えば、これは家計に例えるとということで円グラフ。(発言する者あり)すみません、そういうものですね。市民の皆さんに対しても発信をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(角田一美君)

10番伊東茂議員。

○10番(伊東 茂君)

多分、寺山部長がその担当だったときに、そういうものを作られていると思います。漫画的というわけではないですけど、分かりやすく——円グラフぐらいではちょっとどうかなと思います。それこそ御主人の収入、奥さんがそれを助ける収入というか、あると思います。それを国と県に持ってくるとかに置き換えるとか、そういうふうなやり方で、先輩がいっしょやるから、まだ3月いっぱいには部長をされますから、聞いていただいて、そういうものを作ってください。

以上で終わります。

○議長(角田一美君)

ほかにありませんか。14番松尾征子議員。

○14番(松尾征子君)

簡単ですが、大変な問題だと思いますが、今回は全体的な予算もまだあれですが、来年度の国の予算を見ますと、年金が0.4%削減ですか、削減されるという方針が出ていますね。それともう一つは、高齢者の医療費が2割負担になるという方針も出されていますね。それを見ますと、私は本当にこれから高齢者の生活がどうなっていくか。年金にしても、私たちの周りの高齢者の年金というのは基礎の分も取っていないというような人もいっぱいいらっしゃいますが、そういう人たちがどうなっていくのだろうかと非常に心配いたします。

それについて、これは国の問題といえば国の問題ですが、しかし、現実的に市民が生活をしていく上で大変な状況。

それともう一つは、物価の上昇ですね。昨日も言いましたけど、今物価がどんどん上がっている。灯油を買うのが大変だからということで、布団を1枚多く敷いてこたつ代わりにするという人もあるような今の状況の中で、やっぱりこういう形になってくると、高齢者の生活を守っていくために、市として何らかの対策を立てていく必要がある。そうしないと本当に大変な状況になると思いますが、そういう面で、もちろん今度の予算でそういうのは全く見られませんが、何かそういうことについてのお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長(角田一美君)

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

保険健康課のほうでは長寿係と包括のほうの担当がございますので、高齢者の方で生活できずに困っていらっしゃる方については、御本人さんなり、民生委員さんなり、それと御家族、そういった方の相談があった場合は、私どもができるサービスの中で、できるだけ支援のほうを行っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今日ここで、市長もお代わりになるから、市長がそういう政策というのは言えないと思いますし、大変だと思いますが、確かに今もいろんな大変なときは相談が来たら、それなりの対応をしていただくということはありますよ。しかし、基本的にこういう状況になるというのは分かっているわけですよ。生活を本当にやっていけないというような、そういう事態が目の前に来ているわけですよ。

だから、今からまた予算をちゃんとして作り替えていくと思いますが、ここでこれといった答弁は出ないと思いますが、ぜひそのところを考えながら来年度の予算の中には、やっぱりそういう高齢者の人、特に低年金の人たちを含めて、安心して——保障されていますが、最低生活じゃないですね。それができるようなことをぜひ考えて、今後の予算を充実させていっていただきたいというお願いだけをしておきたいと思います。責任持って御答弁される人が今日はいらっしゃらないと思いますので、申し訳ありませんが、そういうことで、あと皆さんがそれぞれの役に就かれたときは、ぜひそういうのを頭に置きながら予算の編成をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。特に財政のほう、よろしくお願いをいたしておきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

ないようでしたら、質疑はこの程度にとどめ、お諮りします。

ただいま審議中の議案第3号から議案第8号までの新年度予算6議案につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、12名の委員をもって構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、一括して付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

異議ないものと認めます。よって、議案第3号から議案第8号までの6議案については、12名の委員をもって構成する新年度予算審査特別委員会に一括して付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置をされました新年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村日出代議員、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上12名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました12名を新年度予算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで新年度予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

議員の皆様は全員協議会室にお集まりください。

午後2時48分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました新年度予算審査特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に13番福井正議員、副委員長に4番杉原元博議員、以上のとおり決定いたしました。

日程第4 議員上程

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議員上程、意見書第1号 有明海再生の対策と赤潮被害への支援を求める意見書（案）であります。

お諮りいたします。意見書第1号は会議規則第36条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

提出者を代表して意見書（案）の読み上げを求めます。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

意見書第1号

有明海再生の対策と赤潮被害への支援を求める意見書（案）

佐賀県南部に広がる有明海は、地元では「まえうみ」の愛称で親しまれ、かつてアゲマキやワラスボをはじめとする豊かな海産物にあふれ、地域住民の命をつなぐかけがえのない「宝の海」であった。

しかし、近年では、次第に生き物の多様性が失われ、魚介類の生息数も激減したことで、人々の心も「まえうみ」から離れていくように感じられる。

一方で、まだ全国的に見れば、有明海は広大な干潟などの貴重な自然環境が残る素晴らしい海であり、その豊かな海を子々孫々に残していくのは、有明海の恵みを受けて今を生きる私たちの使命である。

現在、有明海において、魚介類の漁で生計を立てる漁業者は大きく減少し、海苔養殖業者がほとんどであるが、その海苔の生産量の落ち込みが、ここ数年、佐賀県有明海西部で顕著となっている。とりわけ今冬は、海水を浄化する二枚貝の死滅や赤潮被害で、秋芽海苔の生産が大打撃を受け、冷凍海苔も栄養塩不足等による色落ちや成長阻害が甚だしく、これまで多額の設備投資を行い良質な佐賀海苔を全国に提供してきた鹿島市、太良町及び白石町の多くの海苔養殖業者は経営の危機に瀕している。

有明海における生物相の貧困化の原因には、様々な理由が挙げられているが、いずれにしても人間の活動による有明海の自然環境の改変が一因と考えられ、原因の究明は喫緊の課題となっている。特に諫早湾干拓事業が、地理的に近い佐賀県南西部に及ぼす影響については、早急な調査及び対策が求められる。

よって国においては、長年続いた諫早湾干拓堤防開門訴訟の判決如何にかかわらず、一刻も早い有明海再生へ向け、下記事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、水産資源回復のための再生策を確実に実行するとともに、今冬の有明海西部における海苔養殖業の赤潮被害に対する支援・救済を行うこと。
- 2 有明海西部の海況を改善するため、諫早湾干拓堤防開門調査も含めた有明海の調査研究を行うこと。
- 3 有明海再生のために国及び関係者が参加する話し合いの場を設け、協議することにより水産業や環境に関する問題の解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
内閣官房長官 松野博一様
農林水産大臣 金子原二郎様
環境大臣 山口 壯様
財務大臣 鈴木俊一様

以上のとおり意見書（案）を提出する。

令和4年3月3日

| 提出者 | 鹿島市議会議員 | 中村 日出代 |
|-----|---------|--------|
| 〃 | 〃 | 池田 廣志 |
| 〃 | 〃 | 杉原 元博 |
| 〃 | 〃 | 樋口 作二 |
| 〃 | 〃 | 中村 和典 |
| 〃 | 〃 | 中村 一堯 |
| 〃 | 〃 | 稲富 雅和 |
| 〃 | 〃 | 勝屋 弘貞 |
| 〃 | 〃 | 伊東 茂 |
| 〃 | 〃 | 徳村 博紀 |
| 〃 | 〃 | 福井 正 |
| 〃 | 〃 | 松尾 征子 |
| 〃 | 〃 | 松田 義太 |

鹿島市議会議長 角田一美様

以上です。

○議長（角田一美君）

本意見書（案）は、議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 有明海再生の対策と赤潮被害への支援を求める意見書（案）

については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

明4日午前10時から総務建設環境委員会を開催します。3月5日から7日までの3日間は休会とし、新年度予算審査特別委員会は3月8日午前10時から開会し、3月9日、10日、14日、15日に審査を行います。

次の会議は3月17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時9分 散会